

入札公告

簡易型一般競争入札を行うので、浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱（平成20年浜田市告示第48号。以下「実施要綱」という。）第4条の規定により公告します。

なお、当公告の工事は、資材価格高騰に対する特例措置対象工事です。

令和8年4月24日

浜田市長 三浦大紀

1. 件名

浜田処理区マンホールポンプ設置工事（その1）

2. 施工場所

浜田市殿町外地内

3. 完成期日

令和9年3月31日（水）
週休2日工事（発注者指定型）

4. 工事概要

水中汚水ポンプ（MP-1、MP-3、MP-5、MP-7）
1.5kw、2.2kw、3.7kw、11kw N=4台
ポンプ制御盤（MP-1、MP-3、MP-5、MP-7） N=4台

5. 予定価格

77,130,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

6. 契約方法

簡易型一般競争入札

7. 入札の方法等

電子入札とする。
詳細については、別紙「簡易型一般競争入札公告共通事項」による。

8. 競争参加資格確認申請書の提出期限

令和8年5月22日（金）16時00分まで

9. 入札書等提出期日

令和8年5月25日（月）9時00分から
令和8年5月26日（火）16時00分まで

10. 開札の日時および場所

令和8年5月28日（木） 9時10分 浜田市役所契約管理課

11. 入札保証金

免除する。

12. 契約保証金

契約金額の100分の10（低入札申込者と契約する場合は100分の30）以上とする。ただし、浜田市契約規則第29条の定めるところによる場合は免除とする。

13. 最低制限価格の設定

設定なし

14. 調査基準価格の設定

設定あり

15. 支払条件

前金払： 契約金額の10分の4（低入札申込者と契約する場合は10分の2）以内
中間前金払及び部分払： 浜田市契約規則第35条及び第36条の定めるところによる。

16. 仕様書等について

閲覧期間	公告日から開札の前日まで
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する
設計図書等に係る質問の提出期限	令和8年5月20日（水）12時00分まで
設計図書等に係る質問に対する回答	令和8年5月22日（金）17時00分まで

回答は、電子調達システムによるほか入札情報サービス（PPI）に掲載する。

17. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格業種	機械器具設置工事・管工事
建設業の許可業種	機械器具設置工事業・管工事業
建設業の許可区分	特定又は一般
格付又は点数	指定なし
営業所所在地	機械器具設置工事認定事業者においては、建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。又は契約の委任を受けた建設業法に規定する従たる営業所を島根県内に有すること。 管工事認定事業者においては、建設業法に規定する主たる営業所を浜田市内に有すること。
工事实績等	平成23年度以降、入札公告日前日までに元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20%以上）として、国（公社を含む。）、都道府県（公社を含む。）、浜田市が発注の1契約で元請としてマンホールポンプ設置工事の施工実績があること。

18. 電子契約

この案件は、電子契約の対象とする。

電子契約の希望の有無について、「電子契約利用申請書」により、入札書等の提出時に合わせて提出すること。この場合において、「電子契約利用申請書」の提出がない場合は、電子契約を希望しないものとみなす。

簡易型一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、令和 7・8 年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿に登録され、入札公告に掲げる条件及び次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 浜田市における市税の滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする他者との間に、次に掲げるいずれかの関係がないこと。

ア 親会社と子会社の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係

エ ウと同視し得る資本関係又は人的関係

- (6) 浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成 17 年浜田市訓令第 23 号。以下「低入札実施要領」という。）第 15 条の規定に該当しないこと。

(7) 配置技術者について

本件工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有し、次の基準を満たす者を専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

ア 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は 3 か月以上）にあること。

イ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「竣工検査済証」等における日付）とする。

エ 監理技術者にあつては、本件工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

オ 入札書を提出するときに、他の工事に専任で配置する可能性がある等の理由により特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。

カ 複数の工事に、同一の技術者を配置予定技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した工事で落札者として決定された場合は、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。

なお、他の工事で落札者となったため、配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。

キ 参加資格申請時に記載した配置予定技術者は、死亡、傷病等やむを得ない場合を除き、変更することはできない。ただし、下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合は、この限りでない。

(8) 主任技術者又は監理技術者の兼務（専任特例 1 号）について

建設業法第 26 条第 3 項第 1 号による場合において、兼務の要件を全て満たすときは、同一の主任技術者又は監理技術者が 2 件の工事を兼務できる。

(9) 監理技術者の兼務（管理技術者補佐の配置）（専任特例 2 号）について

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による場合において、兼務の要件を全て満たすときは、同一の監理技術者が 2 件の工事を兼務できる。この場合において、それぞれの工事現場に建設業法施行令（昭和 31 年政令 273 号）第 29 条に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を配置しなければならない。）

(10) 営業所技術者等と管理技術者等の兼任について

建設業法第 26 条の 5 による場合において、兼務の要件を全て満たすときは、特定営業所技術者は 1 件の工事の主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は 1 件の工事の主任技術者の職務を兼ねることができる。

(8)及び(9)の兼務の要件並びに(10)の兼任の要件並びに詳細及び申請の様式は、浜田市のホームページ（現場技術者の兼務の特例に関する特記仕様書）（以下リンク先）からダウンロードすること。

[＜https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1755502940176/index.html＞](https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1755502940176/index.html)

2 電子調達システムの利用

本案件に係る入札手続きについては、「浜田市電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。申請書の提出や入札書の提出の際は、期限（締切時間）前に余裕を持って手続きを行うこと。ただし、電子入札によりがたい者については、別に指定する紙入札方式参加承認願いを提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

なお、代理人が紙入札により入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

3 競争参加資格の確認

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより次の表に掲げる書類（以下「申請書」という。）を、提出しなければならない。提出期限までに申請書を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。提出期日以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認められない。競争参加資格の確認審査は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、結果を通知する。この場合において、その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

(1) 簡易型一般競争入札競争参加資格確認申請書（浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）様式第 1 号）

(2) 施工実績調書（実施要綱様式第 2 号）

入札公告の工事実績に掲げる工事の施工実績とし、施工及び工事実績の記載内容を証明する CORINS の工事カルテ（CORINS の登録がない場合は発注者が発行する証明書又は請負契約書の写し。）を添付すること。

(3) 配置予定技術者調書（実施要綱様式第 3 号）

入札公告及びこの共通事項に掲げる基準を満たす者について提出することとし、資格が確認できる資格者証等の写し、恒常的な雇用関係が確認できる書類（「所属会社の雇用証明書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証」等）、工事経験が求められている場合は工事経験が確認できる CORINS の工事カルテを添付すること。

なお、配置予定技術者の申請にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 複数の技術者を配置予定として申請した場合、資格審査時には配置技術者を確定させること。

イ 申請書を提出する時に、他の工事に従事中の技術者については、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）までに、確実に現場専任の主任技術者等として配置可能である場合に限り資格確認のための資料を提出することができるものとする。

(4) 業態調書（実施要綱様式第 4 号）

申請書の様式の入手方法は、浜田市のホームページ（以下リンク先）からダウンロードすること。
[＜https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001907/index.html＞](https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001907/index.html)

4 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出に合わせ、工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の金額は、端数処理によるものを除き、入札書と一致させること。認められる端数処理は 10 万円未満とする。また、工事費内訳書の項目ごとに見積り、一括値引きは行わないこと。
- (3) 再度入札は 1 回とする。ただし、入札を執行する前に予定価格を公表する場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合は、電子調達システムから再入札通知書を発行する。
なお、最低制限価格を設定する入札における第 1 回目の開札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。
- (4) 入札保証金は、免除する。

5 入札の無効等

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ア 実施要綱第 13 条各号又は浜田市入札執行要領（平成 17 年浜田市訓令第 21 号）第 25 条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (2) 次に掲げる入札をした者は、失格とする。
 - ア 浜田市入札執行要領第 26 条に該当する入札をした者
 - イ 低入札実施要領第 12 条の規定による調査を行う場合、「浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領における入札価格の内訳書の調査方針」に規定する数値的判断基準を満たしていない入札をした者

6 開札等に関する事項

入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格（以下「有効価格」という。）をもって応札があった場合は、落札決定を保留し、有効価格で応札した者で金額の低い者から順に競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に当該入札した者を落札者とする。ただし、浜田市契約規則第 9 条及び低入札実施要領第 9 条の 2 により定める低入札の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する場合は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定が適用され、申込価格が最低の価格であっても落札者とならない場合がある。調査基準価格を下回る入札があった場合は落札決定を保留した後、低入札実施要領第 12 条及び浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領における入札価格の内訳書の調査方針に規定する調査を実施したうえで落札者を決定するものとし、調査基準価格を下回る入札を行った者は、入札後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならない。
- (2) 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して 2 日（浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に行い、結果を公表する。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、市に対して理由の説明を求めることができる。この場合において、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（実施要綱様式第8号）により説明を求めるものとする。説明を求めた者に対しては、説明要請書を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に審査会に諮り、回答書（実施要綱様式第9号）により回答する。

9 低入札申込者との契約等にかかる措置（調査基準価格を設定する場合）

建設工事に係る入札において、調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合の措置を次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 前金払は、契約金額の100分の20以内とする。
- (3) 監理技術者等が現場代理人を兼務することはできない。
- (4) 受注者（特別共同企業体の場合は、その代表者）に浜田市、島根県又は国の工事において、前年度中に完成した工事があり、当該工事の成績評定が75点未満であった場合は、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者（引き続き3か月以上の恒常的な雇用関係にある者）1名を現場に専任（現場代理人との兼務及び他の工事の技術者との兼務でないこと）で配置すること。この場合、増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めない。
- (5) 契約内容不適合責任期間は、工事目的物の引き渡しを受けた日から4年間（木造の建築物等及び設備工事等は2年）とする。また、当該期間中は、受注者において年1回現場調査を行い浜田市へ報告すること。
- (6) 下請負契約は、相互に契約書を交わすこと。
- (7) 本工事の成績評定点が70点未満であったときは、その通知を受けた日の属する年度及び翌年度において、浜田市が発注する工事の入札に参加することができない。

10 その他

- (1) 落札した者が、落札者決定時から契約締結までの間に競争参加資格を喪失した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。落札後、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結せず、契約後であれば契約を解除することがある。
- (3) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (4) その他、詳細不明の点については、11の問合せ先に照会すること。

11 問合せ先

浜田市総務部契約管理課 入札管理係

住所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話 0855-25-9141（直通）、0855-22-2612（代表）内線304、305

FAX 0855-23-0210